

○木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

平成24年5月25日教育委員会告示第8号

木津川市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、木津川市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書館の雑誌及び雑誌書架に企業や商店、団体等の広告を掲載することにより、図書館の新たな財源を確保し、図書館資料の充実を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー（雑誌スポンサー制度による広告主をいう。以下同じ。）は、雑誌の購入に係る費用を負担し、これにより購入した雑誌（以下「提供雑誌」という。）を木津川市立図書館（以下「図書館」という。）に配架する。

2 提供雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

3 図書館は、提供雑誌、提供雑誌の最新号カバー及び配架された書架に雑誌スポンサーの広告を掲載する。

(規制業種及び規制広告)

第4条 木津川市有料広告掲載要綱（平成20年木津川市告示第51号。以下「広告掲載要綱」という。）第3条第2項及び同条第3項に規定する業種又は、事業者の広告は、掲載できない。

(雑誌等の選定)

第5条 雑誌スポンサー制度に申込をしようとする者は、図書館が作成した「雑誌リスト」の中から提供希望する雑誌及び図書館を選定するものとする。

(広告の規格)

第6条 提供雑誌、最新号カバー及び雑誌書架の広告は、図書館が指定した規格で表示しなければならない。

(募集)

第7条 図書館は、雑誌スポンサーを随時募集し、先着順に申込を受付するものとする。

(雑誌スポンサー制度の申込)

第8条 雑誌スポンサー制度に申込をしようとする者は、木津川市立図書館雑誌スポンサー制度申込書(別記様式第1号)に広告及び事業所概要書を添付し、教育長に申込しなければならない。

(広告の審査及び決定)

第9条 教育長は、前条の申込書を受付したときは、業種及び広告内容の審査を広告掲載要綱第6条に規定する木津川市広告審査会(以下「審査会」という。)に付託するものとする。

2 教育長は、審査会の審査結果を受け、申込者に木津川市立図書館雑誌スポンサー決定・不決定通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

(広告の変更等)

第10条 雑誌スポンサーは、前条第2項の規定により決定された広告を変更しようとする場合は、木津川市立図書館雑誌スポンサー広告変更申込書(別記様式第3号)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申込を受付したときは、前条第1項の規定を適用する。

3 教育長は、審査会の審査結果を受け、申込者に木津川市立図書館雑誌スポンサー広告変更承認・不承認通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

(広告掲載期間)

第11条 広告の掲載期間は、第9条第2項の規定により教育長が雑誌スポンサーとして決定した日から決定した日の属する年度の末日までとす

る。

- 2 雑誌スポンサーが広告掲載期間の継続を希望する場合は、1年単位で継続できるものとする。

(雑誌の提供中止)

第12条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2か月前までに木津川市立図書館雑誌提供中止通知書(別記様式第5号。以下「雑誌提供中止通知書」という。)により教育長に通知しなければならない。

(購入代金の支払い方法等)

第13条 雑誌スポンサーは、雑誌購入代金を次に掲げる支払い方法により図書館指定の雑誌納入業者(以下「指定書店」という。)に直接支払うものとする。

(1) 雑誌代金の支払いは、一括先払いとする。

(2) 振込手数料は、雑誌スポンサーの負担とする。

- 2 雑誌スポンサーが、雑誌提供中止通知書により提供を中止する場合は、一括先払いした雑誌代金は、還付しない。

- 3 前項の雑誌代金は、雑誌スポンサーが雑誌提供を中止した後に刊行される雑誌購入代金に充てるものとする。

(雑誌が休刊等した場合の措置)

第14条 指定書店は、雑誌スポンサー提供の雑誌が休刊した場合、若しくは、雑誌価格が変動した場合は、一括先払いの雑誌代金を清算する。

(広告掲載の責務)

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、雑誌スポンサーが負うものとし、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、雑誌スポンサーの負担において解決するものとする。

(庶務)

第16条 雑誌スポンサー制度の庶務は、木津川市立中央図書館において

処理する。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月13日教育委員会告示第13号)

この告示は、平成28年7月1日から施行する。